

障害者相談窓口担当者の配置助成

雇用する障害者に対する合理的配慮の取組みを推進するため、事業主が、従前からある相談体制に加えて(※)、新たに障害者の雇用管理の経験を有する担当者を配置すること、外部の障害者雇用専門機関に相談業務を委託することなどにより、その機能を拡充する場合に、助成金を支給します。

対象となる障害者	対象となる措置	支給額	支給回数
身体障害者 知的障害者 精神障害者	新たに 障害者相談窓口担当者を 「増配置」	①専従の場合（2名まで） 1名につき月額8万円 （最大6か月） ②兼任の場合（5名まで） 1名につき月額1万円 （中小企業：最大12か月、その他：最大6か月）	1回
	障害者相談窓口担当者が 研修を受講	研修等の受講費の3分の2 （最大20万円） 1名につき時間額700円 （上限月10時間かつ10名まで）	
	相談業務等を 専門機関に委託	委嘱経費として支払った額の3分の2 （上限月額10万円かつ最大6か月）	

認定申請書の提出期限：対象となる措置を行おうとする日の前日まで

※障害者雇用促進法の改正により、平成28年4月より、雇用の分野で障害者に対する合理的な配慮の提供が義務化され、障害者からの相談に対応する体制の整備（相談窓口の整備）が義務付けられています。